

○寒川町民間保育所等運営費等補助金交付要綱

平成26年4月1日

改正

平成26年4月1日
平成27年9月25日
平成28年4月1日
平成28年7月20日
平成29年7月28日
平成29年9月15日
平成30年3月30日
平成30年7月31日
平成31年3月29日
令和元年7月22日
令和元年9月30日
令和2年6月26日
令和3年4月1日
令和4年1月14日
令和4年4月1日
令和6年5月22日
令和6年8月6日

寒川町民間保育所等運営費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の定めるところにより認可を受けた民間保育所が行う保育事業等に対し、補助金を交付することについて、寒川町補助金の交付等に関する規則（昭和50年寒川町規則第7号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業の区分等)

第2条 補助の対象となる事業の区分、対象経費、交付基準等及び補助額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、寒川町民間保育所等運営費等補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかにその旨を寒川町民間保育所等運営費等補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の不交付)

第5条 町長は、申請者が法令の規定、法令の規定に基づく命令、処分若しくは定款その他これに相当するものに違反していると認められるとき又は施設の管理運営に適正を欠き、かつ、補助事業の目的を有効に達することが困難若しくは不可能と認められるときは、その状況に応じ、補助金の全部又は一部を支給しないものとする。

(事業内容等の変更)

第6条 補助金の交付を受けた者が補助事業の変更、中止又は廃止を申請する場合は、寒川町民間保育所等運営費等補助金変更・中止・廃止承認申請書（第3号様式）を速やかに町長へ提出しなければならない。

2 町長は前項の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し適当と認めたときは、寒川町民間保育所等運営費等補助金変更・中止・廃止承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から20

日以内に、寒川町民間保育所等運営費等補助金実績報告書（第5号様式）を提出しなければならない。

（書類の整備等）

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する町の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 町は、この要綱の施行後、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）が確実に運用される時期を目途として、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成26年4月1日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月25日）

この要綱は、平成27年9月25日から施行し、この要綱による改正後の寒川町民間保育所等運営費等補助金要綱の規定は、平成27年度分の補助金から適用し、平成26年度までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年4月1日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月20日）

この要綱は、平成28年7月20日から施行し、この要綱による改正後の寒川町民間保育所等運営費等補助金要綱の規定は、平成28年度分の補助金から適用し、平成27年度までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年7月28日）

この要綱は、平成29年7月28日から施行し、この要綱による改正後の寒川町民間保育所等運営費等補助金要綱の規定は、平成29年度分の補助金から適用し、平成28年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月15日）

この要綱は、平成29年9月15日から施行する。

附 則（平成30年3月30日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月31日）

この要綱は、平成30年7月31日から施行し、この要綱による改正後の寒川町民間保育所等運営費等補助金交付要綱の規定は、平成30年度分の補助金から適用し、平成29年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、この要綱による改正後の寒川町民間保育所等運営費等補助金交付要綱の規定は、平成31年度分の補助金から適用し、平成30年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月22日）

この要綱は、令和元年7月22日から施行し、この要綱による改正後の寒川町民間保育所等運営費等補助金交付要綱の規定は、令和元年度分の補助金から適用し、平成30年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年6月26日）

この要綱は、令和2年6月26日から施行し、この要綱による改正後の寒川町民間保育所等運営費等補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金から適用し、令和元年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月1日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月14日）

この要綱は、令和4年1月14日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の項を削る改正は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和6年5月22日）

この要綱は、令和6年5月22日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和6年8月6日）

この要綱は、令和6年8月6日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年4月1日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分		対象経費	交付基準等	補助額
保育緊急対策事業費補助事業	低年齢児受入対策緊急支援事業	保育所等が0歳児を年度途中に定員超過して受け入れるため、年度当初から配置基準を超えて配置する保育士又は神奈川県のある区域に係る国家戦略特別区域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）の雇用経費	神奈川県の保育緊急対策事業費補助金交付要綱（令和4年4月1日施行。以下「県要綱」という。）による	県要綱に定める低年齢児受入対策緊急支援事業の額
	民間保育所健康管理体制強化事業	保育所等に通う児童の健康管理等を図るため、看護師等を雇用する保育所等を設置する社会福祉法人等が保育士を雇用した場合の経費との差額又は保育所等を設置する社会福祉法人等が看護師、准看護師、保健師、助産婦又は医療的ケアを行うために必要な特定認定行為業務従事者の研修を修了した者を雇用するための経費	県要綱による	県要綱に定める民間保育所健康管理体制強化事業の額
	要保護児童保育所受入促進事業	要保護児童など特別な支援を要する家庭の児童を受け入れた保育所等を設置する社会福祉法人等に対し、配置基準を超えて設置する保育士等の雇用経費	県要綱による	県要綱に定める要保護児童保育所受入促進事業の額
子ども・子	延長保育事業	令和5年9月7日付けこ成事第481号こども家庭庁長官通	国通知に規定する「延長保育事業の実施につい	国通知に規定する「延長保育事業の実

育て支援交付金		知（以下「国通知」という）に規定する「延長保育事業の実施について」（令和6年4月1日こ成保第225号）の別紙に定める延長保育事業	て」（令和6年4月1日こ成保第225号）の別紙に定める延長保育事業による	施について」（令和6年4月1日こ成保第225号）の別紙に定める延長保育事業に定める額
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	国通知に規定する「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」（令和6年4月23日こ成保第256号及び6文科初第277号）の別紙に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業	国通知に規定する「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」（令和6年4月23日こ成保第256号及び6文科初第277号）の別紙に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業による	国通知に規定する「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」（令和6年4月23日こ成保第256号及び6文科初第277号）の別紙に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業に定める額
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	国通知に規定する「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（令和6年4月25日こ成保第261号及び6文科初第298号）の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業	国通知に規定する「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（令和6年4月25日こ成保第261号及び6文科初第298号）の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業による	国通知に規定する「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（令和6年4月25日こ成保第261号及び6文科初第298号）の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業に定める額
	一時預かり事業	国通知に規定する「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日5文科初第2592号及びこ成保第191号）の別紙に定める一時預かり事業	国通知に規定する「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日5文科初第2592号及びこ成保第191号）の別紙に定める一時預かり事業による	国通知に規定する「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日5文科初第2592号及びこ成保第191号）の別紙に定める一時預かり事業に定める額
	病児保育事業	国通知に規定する「病児保育事業の実施について」（令和6年3月30日こ成保第180号）の別紙に定める病児保育事業	国通知に規定する「病児保育事業の実施について」（令和6年3月30日こ成保第180号）の別紙に定める病児保育事業による	国通知に規定する「病児保育事業の実施について」（令和6年3月30日こ成保第180号）の別紙に定める病児保育事業に定める額
	保育奨励事業	障害児保育費	次の各号のいずれかに該当する障害児の受け入れに対し、国配置基準（職員加配加算を受ける施設は、町配置基準）を超えた保育士の雇用経費（1）特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和35年法律第134号）に基づく特	
			保育士1人あたり月額140,000円	

	別児童扶養手当の支給対象児童（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。） (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の別表に定める障害を持つ児童 (3) おおむねIQ70以下の知的障害児 (4) 一定期間特別の指導を要する情緒障害児及び自閉的障害児	
入所児童助成費	2歳児以上の児童の処遇の向上を図るための経費	月初日在籍入所児童1人につき 月額1,400円
乳児助成費	0歳児及び1歳児の処遇の向上を図るための経費	月初日在籍入所児童1人につき 月額3,200円
給食助成費	児童の発育に要する経費	月初日在籍入所児童1人につき 月額380円
保育士雇用対策費	年度当初に定員に満たない開設3年以内の特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）を除く。）をいう。）における保育士の雇用経費	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額に定員数を90で除して得た数（その数が90分の90を超えるときは90分の90）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） 年度当初の入所児童数が定員に対して60%に満たない場合 1園につき 年額 3,724,000円 年度当初の入所児童数が定員に対して70%に満たない場合 1園につき 年額 3,191,000円 年度当初の入所児童数が定員に対して80%に満たない場合 1園につき 年額 2,793,000円
職員加配加算	国の保育士の配置基準を上回って1歳児に職員を加配するための経費（児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業及び同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 1歳児の人数が5人以上であって、1歳児にその人数を4で除して得た人数の保育士を配置する場合 1歳児の人数を4で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、その端数を切り上げた数）から1歳児の人数を6で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、その端数を切り上げた数）を控除して得た人数1人につき 月額 280,000円 1歳児の人数が5人未満であって、1歳児に1人以上の保育士を配置する場合

			1 園につき 月額 140,000円
	法外扶助費	寒川町在住の児童が入所した 管外保育所（寒川町以外の市 区町村に所在する民間保育 所）の保育に要する経費	管外委託における当該市区町村長の定めによ る

注：

- 1 対象経費のうち、実費徴収に係る補足給付を行う事業及び一時預かり事業については、子ども・子育て支援法第27条第1項の規定による確認を受けた特定教育施設を対象とすることができる。
- 2 実費徴収に係る補足給付を行う事業のうち、副食材料費に要する費用の補助については、子ども・子育て支援法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者を対象とすることができる。

第1号様式（第3条関係）

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

(宛先)寒川町長

住 所

団 体 名

代表者名

印

年度 月分寒川町民間保育所等運営費等補助金交付申請書

年度 月分寒川町民間保育所等運営費等補助金について、交付を受けたいので関係書類を添えて申請いたします。

交 付 申 請 額 _____ 円

寒川町指令 第 号
年 月 日

様

寒川町長 印

年度 月分寒川町民間保育所等運営費等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度 月分寒川町民間保育所等運営費等補助金について、次のとおり交付決定したので通知します。

補 助 金 額 _____ 円

年 月 日

(宛先)寒川町長

住 所

団 体 名

代表者名

印

年度 月分寒川町民間保育所等運営費等補助金変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日付け寒川町指令 第 号で交付決定のあった 年度 月分寒川町民間保育所等運営費等補助金に係る補助事業について、変更・中止・廃止の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

1 変更（変更・中止・廃止）の内容

2 変更（変更・中止・廃止）の理由

寒川町指令 第 号
年 月 日

様

寒川町長 印

年度 月分寒川町民間保育所等運営費等補助金変更・中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで変更・中止・廃止申請のあった 年度 月分寒川町民間保育所等運営費等補助金の変更・中止・廃止申請について、次のとおり変更・中止・廃止を決定しましたので通知します。

1 決定内容

変更交付申請額 _____ 円

既交付決定額 _____ 円

追加（減少）補助金額 _____ 円

2 理由

第5号様式（第7条関係）
第5号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）寒川町長

住 所

団 体 名

代表者名

印

年度寒川町民間保育所等運営費等補助金実績報告書

年 月 日付け寒川町指令 第 号で交付決定のあった 年度寒川町民間
保育所等運営費等補助金について、その実績を関係書類を添えて報告します。